

まほろば健康パーク機能強化 基本計画

令和4年3月

奈良県

目次

1 はじめに.....	1
1.1 計画の目的.....	1
1.2 計画の背景.....	1
1.3 計画の位置づけ.....	2
2 現状と課題.....	3
2.1 本公園の現状.....	3
2.2 本公園を取り巻く課題.....	13
3 機能強化に向けた基本方針.....	17
3.1 機能強化の考え方.....	17
3.2 基本方針.....	19
3.3 ゾーニング.....	20
4 公園整備計画.....	23
4.1 計画対象範囲と施設配置計画.....	23
4.2 動線計画.....	28
4.3 植栽計画.....	29
4.4 需要予測.....	30
5 管理運営方針.....	37
5.1 維持管理の考え方.....	37
5.2 運営の考え方.....	38
6 事業手法の考え方.....	40
6.1 都市公園における民間活力の導入.....	40
6.2 機能強化における官民役割分担.....	41
6.3 想定される事業スキーム.....	43
7 まとめ.....	44
7.1 基本計画図.....	44
7.2 イメージパース.....	45
7.3 概算整備費.....	46
7.4 事業スケジュール.....	46

1 はじめに

1.1 計画の目的

本計画は、まほろば健康パークについて、隣接する緩衝緑地(下水道敷地)の機能を維持しながら有効活用し、公園機能の充実・強化を図り、新たな地域の賑わいの拠点として整備することを目的に、平成 30 年度に策定した「まほろば健康パーク機能強化基本構想」(以下、「基本構想」という。)をもとに、整備・維持管理及び運営についての基本的な考え方をとりまとめるものである。

1.2 計画の背景

まほろば健康パーク(以下、「本公園」という。)は、大和川及び佐保川の合流点に位置する奈良県流域下水道センターの周辺環境向上と県民へスポーツ・憩いの場を提供することを目的に、都市公園(運動公園)として昭和 49 年 2 月に「浄化センター公園」の名称で都市計画決定し、テニスコートやファミリープール、野球場等の施設整備を順次進め、昭和 59 年 4 月に全面開園した。

その後、平成 20 年には、奈良市内にあった県営プールの老朽化に伴い、県の新たな水泳拠点を本公園に整備する方針となったことを受け、平成 22 年から平成 26 年にかけて既存施設の老朽化への対応も含め、事業手法としては県内初の PFI 方式を導入した「新県営プール施設等整備運営事業」として民間事業者のノウハウを活用した一体的な再整備を実施した。

一方で、本県における近年のスポーツ・健康増進に関する動向を見ると、奈良県スポーツ推進計画(平成 30 年)に、運動する子どもとしない子どもとの二極化がみられること等が課題として挙げられ、生涯にわたってスポーツを楽しむためには、幼児期からスポーツに親しむ機会をもち、身体を動かす楽しさを体験することが大切との指摘がある。しかし、危険防止等の理由から、身近な公園ではボールの使用が禁止され、校庭への立入が制限されるなど、子どもがのびのびと遊ぶことができる空間が減ってきており、広域利用を目的とした大規模な公園についてもそのような視点で整備されたものはない。また、以前は家族連れで賑わっていた民営の遊園地等も閉園するなど、県内では子どもと大人が一緒に楽しめる遊び場が少ない状況にある。

こうした課題に対応する観点から、本公園に隣接する奈良県浄化センターの敷地を活用し、乳幼児から遊びや運動・スポーツに触れ、基礎体力の向上や健全な心身の発達につながる環境の整備を図ることについて、本公園の機能強化として位置づけることとし、平成 30 年度には、現公園区域に隣接する約 8.5ha の区域(以下、「拡張区域」という。)と現公園区域のうち、施設の見直しを行う約 2.3ha の区域を合わせた約 10.8ha の区域(以下、「機能強化区域」という。)において基本構想を策定した。

<まほろば健康パーク機能強化 基本構想の概要>

多様な利用層の受け入れを可能とする運動公園としての必要な機能・施設を強化すること及び県内のスポーツ施設の拠点としての機能を更に発揮させることを目的に、現在の公園区域及び機能強化区域での整備に向けた基本コンセプト、基本方針を設定した。

基本コンセプト:

乳児・幼児～小学生の子どもを対象とした、
「遊び・運動・スポーツを通して成長できる公園づくり」

基本方針:

- (1)乳児・幼児向けの知育・遊びの施設・機能の強化
- (2)小学生以下の子どもが、遊び・運動やスポーツを楽しめる施設・機能の強化
- (3)多様なスポーツに取り組むことができる施設の強化
- (4)子ども連れの家族が憩え、休憩できる施設・機能の充実

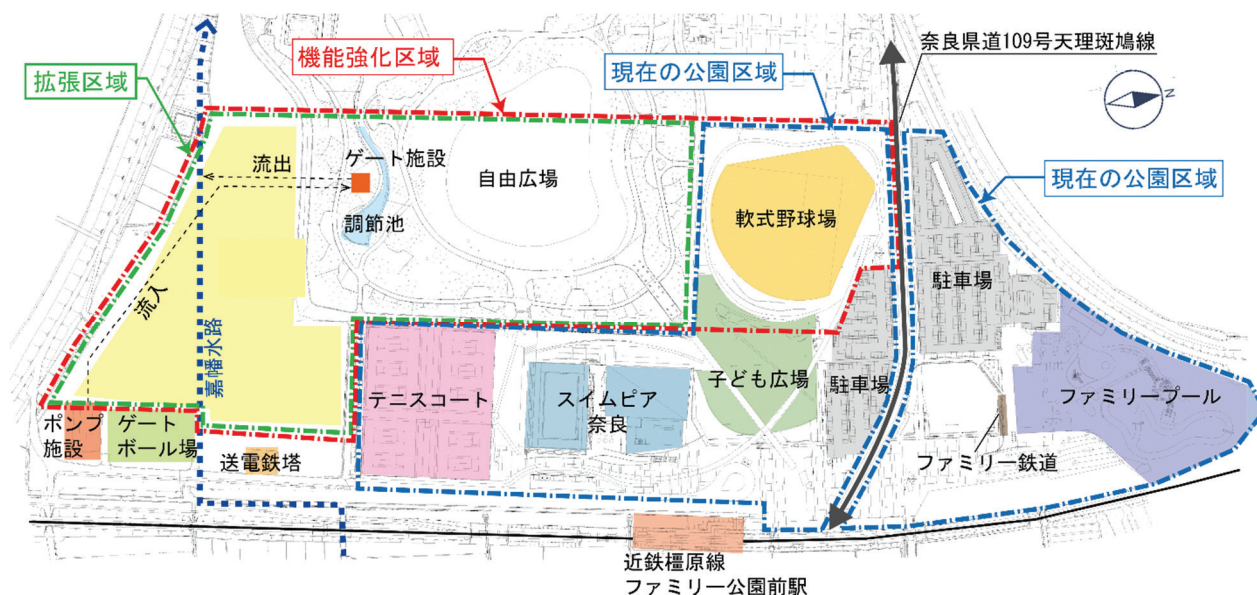
1.3 計画の位置づけ

本計画は、都市公園法などの公園の設置や管理に係る法律をはじめ、国・本県の動向、また、基本構想などの上位関連計画を踏まえて策定するものである。

本公園の機能強化に係る各公園施設の設置や管理の具体的な方法については、本計画に示す考え方を踏まえつつ、今後、公益性や経済性、効率性などの観点から検討を進めていくものとする。

1.4 対象範囲

本計画の対象範囲は、拡張区域及び現在の公園区域の一部(軟式野球場)とし、多様な利用層の受け入れを可能とする運動公園として必要な機能・施設を強化することを目的に、「機能強化区域」として以下のとおり設定した。



区域	面積
現在の公園区域	約 11.8ha
拡張区域	約 8.5ha

区域	面積
機能強化区域	約 10.8ha

図 1.1 機能強化区域と関連する主要施設